

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………（農業経営課） 45

告 示

○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課） 45

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 45

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 45

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 46

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 46

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第61号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成15年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

別記第28号様式を次のように改める。

別記第28号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（稲見地区（区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山振興局に備え置いて、平成30年9月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年9月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（川西北2地区（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理、除礫））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成30年9月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年9月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第648号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年9月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 白老郡白老町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第145号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年9月25日

北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換）
- 2 落札を決定した日
平成30年8月31日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 北見日産自動車株式会社
(2) 住 所 北見市常磐町6丁目2番地10
- 4 落札金額
1,304,622円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年7月13日付け北海道オホーツク総合振興局告示第116号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局告示第146号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年9月25日

北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
複写機（税務課分） 1台
- 2 落札を決定した日
平成30年8月31日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 有限会社平野商店
(2) 住 所 北見市卸町1丁目8番地1
- 4 落札金額
(1) 基本使用料 16,000円
(2) 枚数区分単価 1,000枚まで 2.4円

1,001枚から4,000枚まで 2.4円

4,001枚以上 2.4円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年7月20日付け北海道オホーツク総合振興局告示第118号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示**北海道教育庁十勝教育局告示第47号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年9月25日

北海道教育庁十勝教育局長 大 橋 則 之

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
ア A重油その1 67,000リットル
イ A重油その2 35,000リットル
ウ A重油その3 45,000リットル
エ A重油その4 55,000リットル
オ A重油その5 61,000リットル
カ A重油その6 17,000リットル
キ A重油その7 25,000リットル
ク A重油その8 64,000リットル
ケ A重油その9 30,000リットル
コ A重油その10 27,000リットル
サ A重油その11 28,000リットル
シ A重油その12 46,000リットル
ス A重油その13 28,000リットル
セ 灯油その1 22,000リットル
ソ 灯油その2 29,000リットル

タ	灯油その3	11,000リットル
チ	灯油その4	18,000リットル
ツ	灯油その5	29,000リットル
テ	灯油その6	12,000リットル
ト	灯油その7	8,000リットル
ナ	灯油その8	11,000リットル
ニ	灯油その9	10,000リットル

アからニまでの入札については、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成30年10月15日から平成31年4月30日まで。ただし、新得高校については、契約期間を平成31年3月31日までとする。

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

また、入札参加を希望する油種について、石油販売業の届出をしていない場合は、元売者又は主たる仕入れ先からの供給を証明できるものの写しを提出できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年9月25日（火）から同年10月9日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午前11時）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階AB会議室
(送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室)

- (2) 入 札 日 時

ア 1の(1)のアからスまで 平成30年10月10日（水）午後1時30分

イ 1の(1)のセからニまで 平成30年10月10日（水）午後3時

（送付による場合は、同月9日（火）午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ky/>）において、ダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

- (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目

- (3) 電 話 番 号 0155-26-9237

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	67,000 liters
b	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	35,000 liters
c	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	45,000 liters
d	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	55,000 liters
e	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	61,000 liters
f	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	17,000 liters
g	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	25,000 liters
h	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	64,000 liters
i	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	30,000 liters
j	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	27,000 liters
k	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	28,000 liters
l	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	46,000 liters
m	Fuel oil A (JIS class 1, No 2)	28,000 liters
n	Kerosene (JIS class 1)	22,000 liters
o	Kerosene (JIS class 1)	29,000 liters
p	Kerosene (JIS class 1)	11,000 liters
q	Kerosene (JIS class 1)	18,000 liters
r	Kerosene (JIS class 1)	29,000 liters
s	Kerosene (JIS class 1)	12,000 liters
t	Kerosene (JIS class 1)	8,000 liters
u	Kerosene (JIS class 1)	11,000 liters
v	Kerosene (JIS class 1)	10,000 liters

B Bid tendering date and time :

From a to m 1 : 30 P.M., October 10, 2018

From n to v 3 : 00 P.M., October 10, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 9, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District

Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome,
Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan

Phone : 0155-26-9237

正 誤

○平成30年2月23日（第2961号）

北海道告示第150号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に

次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

86 左 20から23まで

誤

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

正

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。